

<p>【共通事項（都市計画）】</p> <p>Q1. 「現時点で決定したものではありません。」とあるが、変更になる可能性はあるのか。</p> <p>Q2. 被災地区全住民（区長以外）に対する説明会等は実施する予定はあるのか。</p> <p>Q3. 事業化（H24～）と記載されているが、各種事業の事業期間はどのくらいを想定しているのか。</p> <p>Q4. 復興イメージ図を見る限り、現在の住居が防災道路・緑地等の計画にかからないため、新築及び改築等の建築行為は行ってよいのか。</p> <p>Q5. 復興対象地区はどのように決めているのか。</p> <p>Q6. イメージ図上の防災道路や防災緑地内に現在住んでいるが、実際に事業化になった場合どのようになるのか。</p>	<p>A1. 今回提示した案は、国の制度や被災者への意向調査、地区懇談会等を参考に作ったイメージ図であります。また、今後、開催予定の懇談会や第2回アンケート調査の結果を踏まえ、変更が生じることもあります。</p> <p>A2. 全住民を対象とした場合、様々な場所にいる住民を集めるのは困難であるため、現時点では地区を代表する区長等を対象に説明会を行っております。なお、各被災者に対する意向確認や素案説明は今後もアンケートや市ホームページ、ふるさとだよりなどで行って参ります。</p> <p>A3. 事業期間については地域の皆様の合意形成、事業規模等様々な要件を考慮しなければならないため、現状のところ具体的な事業期間等はお示し出来る状況にはございません。（5年以内を目途に考えております。）</p> <p>A4. 今回お示しした絵は、あくまでも計画の概略を表したものであり、道路幅員や緑地幅等も正確な位置に書かれたものではありません。また、現時点で住宅が防災道路・緑地にかからないとしても今後、基盤整備が入る場合は支障の有無を確認する必要があります。</p> <p>A5. 事業を実際に行っていく段階で、現地でのヒアリング等を基に、復興対象地区を決定する予定であります。</p> <p>A6. 住んでいた場所の近くに土地を確保する場合と金銭により補償する場合が考えられますが、事業制度ごとに取り扱いが異なりますので、事前説明会等により理解が得られるよう努めて参ります。</p>
--	--

【共通事項（その他）】	
Q7. ふるさとだよりを見ることが出来ない・出来なかった方（被災地区住民において）に対する対応は。	A7. 市で発行している広報紙やHP等を用いて、広く住民の方々に示していく予定であります。また、今後、第1回意向調査結果の報告と合わせて津波被災地の方々に対して、素案を提示し、案に対する意思をお聞きする予定です。
Q8. 現位置で建替えを行ってもよいのか。	A8. 現在、建築行為（新築・増築等）を自粛していただくよう地域住民の方々には、協力をお願いしています。なお、秋口頃（9月末）には地区別方針等で今後の方向性を示していく予定であります。
Q9. 津波被害を受けた土地を買上げしてくれるのか。	A9. 防災集団移転促進事業を実施した場合は被災した土地を買上げることができます。しかし、防災集団移転促進事業で設定する移転促進区域（災害危険区域）内の用地等を全て買上げる場合にのみ国庫補助の対象となります。なお、買上げる場合の土地の価格は危険区域であることを勘案して算定することとなります。
Q10. 現在、市の借上げ住宅を利用しているが、最長2年間という期限があるが、どうなるのか。	A10. 復興・復旧の状況を踏まえ、市全体の問題として対応していきたいと考えております。
Q11. 国の生活再建支援制度では加算支援金について災害のあった日から37ヶ月という期限が設けられているが、どうなるのか。	A11. 生活再建支援制度については法律上、期限延長が可能であり、延長する際は復興・復旧の状況を踏まえ、国へ要望する考えであります。

津波被災市街地の復興に関する解説

ここでは、津波被災市街地の復興に関する事業概要の説明と住宅等の再建に関して、解説いたしました。

防災機能の強化とは

○ 最大クラスの津波が来た場合でも、最低限人命を守るという「減災」の考え方にに基づき、地域ごとの特性を踏まえ、河川・海岸の防災対策や防災道路・緑地の整備、避難場所・避難路の確保、ハザードマップの作成、避難誘導サイン計画の作成など、ハード・ソフトの施策を連携させた「多重防御」による「津波防災まちづくり」を行うものです。

基盤整備による現位置復興と地区外移転での復興の違い

		基盤整備による現位置復興 (土地区画整理事業)	地区外移転での復興 (防災集団移転促進事業)
①	事業概要	不整形な土地や道路について、土地所有者が公平に土地を出し合い、宅地造成、道路・緑地・排水施設等の整備を行う事業です。	災害が発生した地域のうち、危険で居住が適当でない区域に建築制限をかけ、別の場所に地域コミュニティを保ったまま集団で移転する制度です。
②	事業の条件	特になし	対象地区内の方々が合意の上、全戸移転することとなります。また新たな移転先には、その半数以上の方がまとまって住むことが必要となります。
③	住宅再建までの期間	土地の権利変換や道路、公園等の公共施設整備、宅地造成等の期間が必要なため、早くても3～5年程度必要になると思われます。	公共施設整備や宅地造成等により、早くても3～5年程度必要になると思われませんが、さらに用地取得に期間が必要になる場合もあります。
④	土地・建物	事業前の土地は面積が減少し再配置されるため、土地代はかかりませんが、建物の建築費用は自己負担となります。	土地の購入費用及び建物の建築費用は自己負担となります(借地の場合もあり)。なお、借入を行う場合、借入金利子の一部補助等があります。
⑤	土地の買取り	地区外移転を希望される場合は、土地の代わりに金銭で清算することもあります。	被災した土地を行政が買取る場合(全区域)は、危険区域であることを勘案した価値での買取りとなります。

住宅等の再建について

Q：基盤整備を行わない地区については、住宅をすぐに建設することは可能か。

A：復興計画の方向性が決定するまで今しばらくお待ちください。

Q：所有地が防災道路や防災緑地の予定地になっているが、住宅は建てられるのか。

A：所有地の近くに事業により土地を確保する場合と、金銭により補償する場合がありますが、事業制度により取り扱いが異なります。

Q：高齢でローンも組めず、自力再建は困難なので、市営住宅に入ることはできるか。

A：震災により住宅を失った方に対しては「災害公営住宅」を整備する方法があります。今後、意向調査や地区別懇談会等で需要を把握しながら、建設する場所や方法については、検討を進めて参りたいと考えております。